



平成28年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 加藤製作所  
代表者名 代表取締役社長 加藤公康  
(コード番号 6390 東証一部)  
問合せ先 取締役総務人事統括部長 工藤和博  
T E L 03-3458-1121

### 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第117回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 株式併合

###### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

###### (2) 株式併合の内容

###### ① 株式併合する株式の種類

普通株式

###### ② 株式併合の比率

平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式について、5株につき1株の割合で株式併合いたします。

###### ③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済み株式総数(平成28年3月31日現在)	58,717,936株
株式併合により減少する株式数	46,974,349株
株式併合後の発行済み株式総数	11,743,587株

(注) 「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済み株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）に株式の併合割合を乗じた理論値となります。

#### ④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済み株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等  
は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除  
けば、当社株式の資産価値の変動はありません。

#### (3) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	8,715 名（100.00%）	58,717,936 株（100.00%）
5 株未満所有株主	278 名（ 3.18%）	354 株（ 0.00%）
5 株以上所有株主	8,437 名（ 96.82%）	58,717,582 株（100.00%）

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主  
様 278 名（所有株式数の合計 354 株）は下記「1. (4) 1 株未満の端数が生じる場合  
の処理」記載の処分を行う結果、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併  
合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことが可能  
です。詳細につきましては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い  
合わせ下さい。

#### (4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合を行った結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条及  
び第 235 条の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対し  
て、端数の割合に応じて分配いたします。

#### (5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合に合わせて、現行の 23,400 万株から 4,680 万株に減少させます。

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10  
月 1 日に、定款第 6 条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数も、現行  
の 23,400 万株から 4,680 万株に変更されたものとみなされます。

#### (6) 変更の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 117 回定時株主総会において、本株式併合に関す  
る議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

### (2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### (3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

### (4) 変更の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 117 回定時株主総会において、上記「1.株式併合」に関する議案および下記「3.定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 定款の一部変更の目的

株式併合の実施に伴い、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、定款の一部変更をおこなうものであります。

### (2) 変更の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 117 回定時株主総会において、上記「1.株式併合」および「2.単元株式数の変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### (3) 変更の内容

下記のとおりであります。

(効力発生日 平成 28 年 10 月 1 日)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>23,400</u> 万株とする。  <u>(自己の株式の取得)</u> 第 7 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項</u> <u>の規定により、取締役会の決議に</u> <u>よって市場取引等により自己の株</u> <u>式を取得することができる。</u>  (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,680</u> 万株とする。  (削除)  (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株 とする。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の日程

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| ①取締役会決議日       | 平成 28 年 5 月 12 日      |
| ②定時株主総会決議日     | 平成 28 年 6 月 29 日 (予定) |
| ③株主併合の効力発生日    | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| ④単元株式数変更の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑤定款の一部変更の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が、1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

以上

## 【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

### Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。

今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。

これを踏まえ、当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式併合後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施することといたしました。

### Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

#### A 3-1. 【所有株式数について】

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨て）となります。

#### A 3-2. 【議決権について】

株式併合により、各株主様の所有株式数は5分の1になります。議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000株	2個	400株	4個	なし
例 2	1,500株	1個	300株	3個	なし
例 3	1,030株	1個	206株	2個	なし
例 4	777株	なし	155株	1個	0.4株
例 5	4株	なし	なし	なし	0.8株

・例1、例2に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

・例3、例4で発生する単元未満株式（例3は6株、例4は55株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」制度がご利用できます。

・例4、例5において発生する端数株式相当分（例4は0.4株、例5は0.8株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合

に応じて交付いたします。

・例5においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

**Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。**

A 4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

**Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。**

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当金は生じません。

**Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。**

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。なお、当社は買増し制度を採用しておりません。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記お問い合わせ先までご連絡ください。

**【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

**【お問合せ先】**

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社

同連絡先 〒168-8507東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社証券代行部

電話0120-288-324（フリーダイヤル）

※ 平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）